

○漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン

16水漁第2708号
平成17年4月1日
水産庁長官通知

改正 平成18年 4月 1日 17水管第2826号
平成20年10月 1日 20水漁第1625号
平成21年 1月 26日 20水漁第2146号
平成23年 5月 2日 23水漁第3 2 1号
平成26年 4月 1日 25水漁第2002号
平成27年 3月 24日 26水漁第1522号
平成28年 3月 30日 27水漁第1878号
平成28年11月 29日 28水漁第1088号
平成29年 4月 1日 28水漁第1679号
平成30年 3月 28日 29水漁第1451号
平成31年 3月 27日 30水漁第1512号
令和2年 3月 31日 元水漁第1370号
令和2年10月 30日 2水漁第8 7 7号
令和3年 4月 1日 2水漁第1328号
令和4年 4月 1日 3水漁第1711号
令和5年 4月 1日 4水漁第1459号

第1 漁業近代化資金制度の運用方針

1 この制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とするものである。したがって、漁業近代化資金の貸付けは、この制度の目的に照らし、当該貸付対象事業によって漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化が促進されるものにつき行う必要がある。

また、漁業者等が漁業近代化資金を利用しやすくするとともに、意欲ある漁業者等の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子補給等による漁業近代化資金借入れの際の負担軽減や保証人不要、担保は漁船等の漁業関係資産のみとする実質無担保・無保証人による融資を実施する予算事業も講じているところである。

漁業近代化資金の貸付けに当たっては、こうした制度趣旨等を踏まえ、意欲ある漁業者等に対する経営支援を的確に実施されたい。

2 この制度は、その運用を通じての漁協等の育成に資することも期しているので、合併等による漁協等の経営基盤強化及び再編整備の推進を図ることにより、信用事業の整備強化及び経営の改善による資金コストの引下げが今後とも積極的に推進されるよう特段の指導を行われたい。

3 漁業近代化資金の融通に当たっては、漁協等の組合系統機関の自主的運営が基本となることはもちろんであるが、市町村、漁業関係諸団体との連携を図り、そ

の協力及び援助を得るようにするとともに、水産業改良普及職員を活用する等により、指導金融としての実をあげるようになされたい。

第2 漁業近代化資金の内容

漁業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の内容については、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第1条から第6条まで、漁業近代化資金融通法施行規程（平成28年11月29日農林水産省告示第2373号。以下「施行規程」という。）及び漁業近代化資金融通要綱（平成17年4月1日付け16水漁第2705号農林水産事務次官依命通知。以下「融通要綱」という。）に定めるところであるが、具体的には次のとおりである。

- 1 借受資格者（法第2条第1項、令第1条、施行規程第1条及び融通要綱第1）
近代化資金を借り入れができる者は、次に掲げる者（以下「漁業者等」という。）である。
 - ア 漁業を営む個人
 - イ 漁業生産組合
 - ウ 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
 - エ 水産加工業を営む個人
 - オ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
 - カ 漁業協同組合
 - キ 漁業協同組合連合会
 - ク 水産加工業協同組合
 - ケ 水産加工業協同組合連合会
 - コ アからケまでに掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの（イ、ウ及びオからケまでに掲げる者を除く。）
この「政令で定めるもの」は、次のとおりである。（令第1条）
 - （ア）水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、アからケまでに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）
 - （イ）水産物の保藏、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であって、アからケまでに掲げる者が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総

会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）

(ウ) 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあっては、その事業に常時従事する者の数が300人以下であるものに限る。）であって、ア又はウからオまでに掲げる者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従った規約を有しているもの

この場合における、「農林水産大臣が定める事項」及び「農林水産大臣が定める基準」は、次のとおりである。（施行規程第1条）

a 農林水産大臣の定める事項

- (a) 団体の目的
- (b) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- (c) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- (d) 会費又は近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法

なお、規約において定める事項は、これら農林水産大臣の定める事項のほか、当然令第1条第3号に規定する代表者及び代表権の範囲が含まれる。

b 農林水産大臣の定める基準

- (a) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- (b) 水産業の経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- (c) 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- (d) 会費又は近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関（法第2条第2項）

近代化資金の融資機関は、法第2条第2項に定めるとおり、次に掲げる者である。

- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
- (2) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
- (3) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
- (4) 水産業協同組合法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会
- (5) 農林中央金庫

3 近代化資金の種類（法第2条第3項、令第2条及び施行規程第2条）

(1) 近代化資金の種類については、令第2条の表及び施行規程第2条のとおりであるが、これらの資金について主な内容を例示すると次のとおりである。

なお、施設の性質、規模等からみて個人施設として不適当なものについては、共同利用施設として造成、取得等を行うよう指導されたい。

第1号資金

漁 船……漁船（農林水産大臣の指定を受けた場合を除き、総トン数130トン未満のものに限る。）

漁船の改造に必要な資
金であって船体以外の

部分に係るもの……推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図摸写受信施設、造水装置、油圧装置等

第2号資金

漁船漁具保管修理施設……漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚施設等

漁業用資材保管施設……給油タンク、資材えさ倉庫等

漁船用油水供給施設……給油船、給水施設等

養 殖 池……養殖池

蓄 養 池……蓄養池

水産種苗生産施設……採苗施設、飼育池等

養殖用作業舎……養殖用作業舎

水産物処理施設……荷さばき販売所建物（卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物及び場内事務所を含む。）、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター、トラックスケール、せり機械施設等

水産物保蔵施設……水産物倉庫、冷蔵施設等

水産物加工施設……水産物加工施設

製氷冷凍施設……製氷施設、冷凍施設

水産物等運搬施設……運搬船等

水産物販売施設……活魚等販売施設

漁業用通信施設……漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス等

第3号資金

漁場改良造成用機具……ブルドーザー、パワーショベル等

船用油水供給用機具……給油車、給水車等

水産種苗生産用機具……ヒーター、培養器等

養殖用えさ

調製供給用機具……給餌器、ミンチ、チョッパー、擂潰器等

養殖用肥料薬剤

施用機具……浮タンク、散布機械等
養殖水産物収穫用機具……のりつみ機等
水産物等運搬用機具……運搬車、場内運搬機械等
生産・経営管理
情報処理用機具……電子計算機等

第4号資金

漁具……漁網綱、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお等
養殖いかだ……養殖いかだ（つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。）
その他農林水産大臣が定める養殖施設…………はえなわ式養殖施設（つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。）、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割り式養殖施設

第5号資金

ぶり、うなぎその他の成育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるもの（以下「指定水産動植物」という。）……あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに

農林水産大臣が指定するもの

ア 養殖に係るもの……指定水産動植物（とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く。）の種苗の購入又は育成に必要な資金
イ 増殖に係るもの……あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入又は育成に必要な資金

第6号資金

有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣

の定めるもの…………漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設

第7号資金

漁場改良造成施設……開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設等

漁協等が共同利用に供する船舶…………監視船、指導船等

水産物の処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設

海浜等環境活用施設……釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直販施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態觀察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所

漁村給排水施設……給排水施設、浄化槽等

漁家住宅……漁家住宅

初度的経営資金……初度的経営資金

密漁監視施設……密漁監視施設

水産業労働力

確保施設資金……宿泊施設及び休憩施設（食堂、浴室等）

(2) 漁船等施設の修繕の取扱い

漁船等施設の現状回復に要する費用は、修繕費であり、近代化資金の対象としない。

ただし、修繕、改良等のうち、次のア又はイのいずれかに該当する場合にはア又はイに要する費用を改造費として本制度の対象とすることができる。

この場合において、ア及びイのいずれにも該当する場合にはア又はイに要する費用のいずれか多い額を改造費とする。

ア 使用可能期間を延長させる修繕、改良等

イ 固定資産の価格を増加させる修繕、改良等

(3) 第2号資金、第6号資金及び第7号資金には建築物及び構築物が掲げられているが、これらの施設に係る事業費の範囲の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 附帯施設の範囲

当該施設の機能が十分發揮するために必要な施設（例えば、電気施設、用排水施設、上下水道等）は、附帯施設として事業費に含めることができる。

イ 敷地の取得費

施設に必要な最小限度において事業費に含めることができるが、土地代のみの資金は、それが後年度に施設を設置する目的のものであっても、対象としない。

- (4) 第4号資金の取扱いについて、定置網の取得については、その全体を新たに取得する場合のほか、定置網を構成する網（垣網、囲い網、昇り網、箱網等）を個別に取得する場合についても、近代化資金の対象とすることができる。
- (5) 第5号資金に係る事業費の範囲の取扱い等については、次のとおりとする。

ア 種苗費の範囲

種苗費の範囲は、種苗の購入費のほか、種苗の輸送に要する経費とする。

イ 育成費の範囲

育成費の範囲は、育成期間中のえさ代、薬品代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

ウ 貸付方法等

種苗費及び育成費の貸付けは、全育成期間を通ずる事業計画を明らかにさせた上、おおむね半年ごとの必要額を単位として貸し付ける方法をとることができる。

また、貸付時は、貸付額の一部又は全部が実際に必要である時点とし、この資金が他の用途に使用されることのないよう、事業費の請求書又は領収書の確保等の方法により処理する。

- (6) 第7号資金の漁家住宅資金の運用に当たっては、漁業後継者の婚姻のために漁家住宅を取得又は造成する場合の借受資格者は、現に漁業に従事している漁業後継者を原則とするが、当該漁業後継者に貸し付けることが困難な場合には、当該漁業後継者の直系尊属を借受資格者とすることもできる。

なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限る。

ただし、貸付けを受けようとする漁業後継者が満25歳以上の場合にあっては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請することができる。

- (7) 第7号資金の初度的経営資金に係る事業費の範囲は、漁業転換等に伴って必要となる初期投資費用であって、償還に1年以上を要する次に掲げるものとする。

ア 燃油、えさ、薬品等の購入費、原魚買付費、光熱水料、雇用労賃等の直接的現金経費

イ 小漁具の購入費

ウ 漁業用施設、漁業用機具及び漁具の修繕費

エ 水産加工用施設及び水産加工用機具の修繕費

オ 漁業経営及び水産加工業経営の近代化に必要な技術習得費

4 近代化資金の貸付利率

近代化資金の貸付利率については、法第2条第3項第4号及び施行規程第7条により定められている利率以内に設定する。

5 近代化資金の償還期限、据置期間等

(1) 近代化資金の償還期限及び据置期間の上限については、資金の種類に応じ、令第2条の表及び施行規程第2条第8項の表において定められており、具体的には、次のとおりである。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第113条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第5条第1項に規定する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあっては、令第2条の表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

資金の種類	償還期限	据置期間（注1）
第1号資金		
① 漁船	20年（注2）	3年（注2）
② 漁船の改造に必要な資金であって船体以外の部分のみに係るもの	10年	3年
第2号資金	15年（漁協等（注3）に貸し付けられるものにあっては20年）	3年
第3号資金	7年（漁協等に貸し付けられるものにあっては10年）	2年
第4号資金	5年（大型定置網（注4）にあっては10年）	2年
第5号資金		
① ぶり、ほたてがい及び真珠貝（施術の年の翌々年に浜揚げされるものに限る。）の養殖又は増殖に係るもの	5年	3年
② ①以外のもの	5年	2年
第6号資金	20年	3年
第7号資金		

① 漁村給排水施設資金、漁家住宅資金及び水産業労働力確保施設資金	15年	3年
② 初度的経営資金	5年	2年
③ ①及び②に掲げる資金以外の資金	12年（漁協等に貸し付けられるものにあっては15年）	2年（漁協等に貸し付けられるものにあっては3年）

注1) 据置期間は、償還期限に含まれる。

注2) 木船にあっては、その耐久性を踏まえ、償還期限9年、据置期間2年とされたい。

注3) 「漁協等」とは、法第2条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあっては、令第5条に規定する者を除く。）をいう。以下この表において同じ。

注4) 「大型定置網」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項に規定する定置漁業に係る定置網をいう。

注5) 貸付利率が同率の二以上の種類の資金（第6号資金を除く。）を同時に貸し付ける場合における償還期限は、令第2条においてその貸付資金の種類のうち最も長いものに係る当該期間以内とされているが、償還方法を（2）の元本均等償還とするときは、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期間以内とすることができる。

(2) 債還方法は、原則として元本均等償還とし、この場合における契約上の分割償還期日は、借受者の便宜を図り、漁獲物等生産物の販売代金の受領期を選ぶことが望ましい。

(3) 近代化資金の償還期日については、貸付事務の簡素化のため特定の期日を定める取扱いとすることが適当であるので、漁獲物等生産物の販売代金の収入時期等借受者便宜も考慮した上、各都道府県の実情に即し融資機関に対し、適切な指導をされたい。

なお、前段の「特定の期日」は、年1回に限定するという意味ではなく、たとえば、毎月償還が行われる場合にあっても、月のうち一定の日を決めるという意味であるので、留意されたい。

(4) 自然災害等により漁業経営に支障を來し、近代化資金の返済が困難となった漁業者等について、当該資金の償還期限（据置期間を含む。）を延長することにより、その漁業経営の維持、安定が図られ、当該資金の円滑な償還にも資すると認められるときは、令第2条の表及び施行規程第2条第8項の表に定められた範囲内で当該期限を延長することが望ましい点に留意されたい。

6 近代化資金の貸付限度額

近代化資金の貸付限度額（1漁業者等当たりの貸付金の残高の合計額をいう。

以下同じ。）については、法第2条第3項第1号、令第3条から第6条まで及び施行規程第3条から第6条までのとおりであるが、具体的には次のとおりである。

(1) 漁業者の貸付限度額

ア 20トン以上の漁船の建造等に係る資金の借受者…3億6千万円

イ 養殖業を営む法人又は団体 …… 3億6千万円
ウ 二以上の複合経営を行う者 …… 3億6千万円
エ 次に掲げる者（アからウまでに掲げる者を除く。） …… 9千万円
（ア）漁船を使用して漁業（養殖業を除く。）を営む個人（漁船の建造等に係る資金又は漁船漁業用施設の造成等に係る資金の借受者に限る。）
（イ）養殖業を営む個人（漁船の建造等に係る資金、養殖用施設の造成等に係る資金又は種苗の購入等に係る資金の借受者に限る。）
（ウ）漁業生産組合
（エ）漁業を営む法人
（オ）水産加工業を営む個人
（カ）水産加工業を営む法人
（キ）令第1条に掲げる者
オ 漁業を営む個人（アからエまでに掲げる者を除く。）

… 1千8百万円

（2）漁協等の貸付限度額 …… 12億円

（3）上記の額にかかわらず、近代化資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであることを前提に、以下のいずれかの理由がある場合において、農林中央金庫が貸し付ける資金で都道府県の区域を超える区域を地区とする漁協等（漁業近代化資金融通法施行規則（平成28年農林水産省令第51号）第1条に規定する漁業者等をいう。）については農林水産大臣、それ以外の者については都道府県知事が承認したときは、その承認した額を貸付限度額とする。

ア 当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる①漁船の改造、建造又は取得②施設の改良、造成又は取得③水産動植物の種苗の購入又は育成④その他の取組に必要な資金であること。

なお、これに該当する取組については、各都道府県の漁業実態等に応じて個別に判断することとなるが、例えば、以下のようなものが考えられる（あくまで例示である点に留意されたい。）。

- ① 次に掲げる漁船の改造、建造又は取得
 - ・省エネルギーや省人化等に秀でた改革型漁船
 - ・L E Dの活用等により省エネルギー性能に優れた漁船
 - ・冷凍機の搭載等により漁獲物の鮮度保持や衛生管理に優れた漁船
 - ・A I Sの搭載等により船員の安全性確保に優れた漁船
 - ・魚群探索能力が高いなど漁獲能力に優れた漁船
 - ・機械化により漁労作業を省人化する漁船
- ② 次に掲げる施設の改良、造成又は取得
 - ・作業性に優れた漁業用施設
 - ・H A C C P等高度の衛生管理を行うための水産加工施設

- ・省エネルギー性能に優れた水産加工施設
- ・漁獲能力や耐久性に優れた漁具
- ・高度な資源管理を行うための漁具
- ・台風等の天災に対して高い耐久性を有する養殖いかだ
- ③ 次に掲げる水産動植物の種苗の購入又は育成
 - ・通常の種苗と比較して形質が特に優れた種苗
- ④ 次に掲げるその他の取組
 - ・経営規模の拡大
 - ・六次産業化
 - ・輸出
 - ・法人化又は協業化
 - ・新船導入に併せた隻数の減少、少人数協業化などの操業形態の合理化
 - ・収益性の高い操業海域への変更
 - ・浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランに基づく取組
 - ・自然災害からの早急な復旧

イ 当該資金を活用し、漁業経営上、必要不可欠な改造、建造又は取得する漁船で、過度な装備でないものであり、かつ、同じ漁業種類を営む他の漁業者と比較して、価格水準が同じであると認められること。

- (4) 上記により農林水産大臣又は都道府県知事から貸付限度額の超過の承認を得て近代化資金の貸付けを受けた漁業者等が、その後新たに近代化資金を借り入れる場合の貸付限度額は、承認前に戻り、(1) 又は(2) に定める額となるが、再度農林水産大臣又は都道府県知事から貸付限度額の超過の承認を得たときは、その承認した額となる。
- (5) 貸付限度額は貸付金の残高の合計額であるため、既貸付金について既に償還が行われている場合は、貸付限度額から貸付実行時の既貸付金の残高を控除した額が新規に貸し付けることができる限度額となる。

例示（貸付限度額が9千万円の漁業者の場合）

既貸付金残高	3千万円
新たに貸し付けることができる額	6千万円

7 近代化資金の融資率

近代化資金の融資率については、法令上定められていないが、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とすることが望ましい。ただし、資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から、融資率が100分の80を超える資金の貸付けが必要であって、以下の(1)から(3)のいずれかに該当すると都道府県知事が認める場合には、100分の100以内の融資率としても差し支えない。

- (1) 当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていること

- (2) 浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン等の事業に取り組む漁業者若しくは漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づき漁業経営改善計画を策定し、農林水産大臣又は都道府県知事から認定を受けた漁業者（経営改善漁業者）であること
- (3) 大雨、台風、地震等の自然災害からの早急な復旧が必要であること

第3 近代化資金の借入手続

借入手続については、別紙例示1を参照の上、各都道府県の実情に即して煩雑な手続を避け、最も適切な融資が行われることが望ましい。なお、貸付実行日及び貸付留保金については、1及び2により取り扱う。

1 貸付実行日の指定する取扱い

利子補給承認書の交付に当たって、都道府県の予算の実行上の理由等から貸付実行日を指定することは差し支えない。

2 貸付留保金の取扱い

近代化資金の一部を借受者の実情、融資対象事業の内容を勘案の上、融資機関が貸付留保金として留保することはやむを得ないが、留保期間は最長1年程度の範囲を限度とし、それ以後の利子補給金は打ち切るものとされたい。

第4 利子補給の承認等

1 利子補給の承認

近代化資金の借入申込に当たっては、別紙例示2から別紙例示5までの借入申込書及び利子補給承認申請書を参照の上、各都道府県の実情に即して適切な様式を定められたい。

また、都道府県が、融資機関に対して、近代化資金の利子補給をする場合の利子補給規程については、別紙例示6（漁業近代化資金利子補給規程例）及び別紙例示7（利子補給契約書例）を参照の上、各都道府県の実情に即して適切な様式を定められたい。

なお、大雨、台風、地震等の自然災害や漁業者の責めに帰さない事故等に対応するために漁業者が近代化資金の借入申込を行う場合には、漁業者への資金の迅速かつ円滑な融通が図られるよう、利子補給の迅速な承認に配慮されたい。

2 利子補給率

(1) 近代化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の漁業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と第2の4の貸付利率との差を基本として、適切な水準を設定する。

(2) (1)の基準金利は、金融機関の調達コストや一般の金利動向を勘案して国が適切な水準を設定し、都道府県に対して連絡する。

第5 モニタリングの実施

今後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項及び第245条の5第1項に基づき、モニタリング及びこれに関する措置を実施する。

- 1 国は、税源移譲後における都道府県の近代化資金に係る利子補給事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。
- 2 国は、近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、都道府県の利子補給の実施状況に関する意見等を求めるものとする。
- 3 国は、1及び2により求めた資料を基に、都道府県及び融資機関との近代化資金制度の運営についての意見交換を行い、また、必要に応じ、都道府県に対して漁業者等の資金需要に的確に応える事業の実施のための要請を行うものとする。
- 4 モニタリングの具体的な実施方法は、その実施に際して、併せて別途定めて通知するものとする。

第6 その他

1 株式会社日本政策金融公庫資金との関係

近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金との融資分野は、次によるものとする。

- (1) 近代化資金は組合系統資金によって融資することが適当な分野を担当するものとする。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫資金は、漁業基盤整備資金、漁業経営改善支援資金のような生産基盤の整備、経営改善等政策的必要度の高い分野を担当するものとし、組合系統資金の現状では融資し難い分野を担当するものとする。

なお、同一融資対象につき近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金を併せて貸し付けること（いわゆる協調融資）は、行わないものとする。

2 補助金との関係

国又は地方公共団体の補助金等の交付決定を受けた事業に係る補助残事業費部分については、組合系統の資金事情等を勘案して近代化資金を融通することはさしつかえない。また、近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金等の交付決定を受けたときは、当該資金の償還期限にかかるらず、当該補助金をその交付後遅滞なく、借入金債務の弁済に充てる必要がある。

3 納付金

法第5条の規定による政府の補助を受けて都道府県が出資した漁業信用基金協会が解散した場合又は当該基金協会が近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合は、法第6条の定めるところにより一定の金額を政府に納付することとなるが、その際の手続等については、将来具体的な必要を生じた際所要の法令上の措置を講ずることとしている。

4 地方税法の特例

(1) 固定資産税

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会が令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額

(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。) が30万円以上のものに限り、農山漁村環境整備のために必要なものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。) を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。(地方税法附則第15条第36項、地方税法施行令附則第11条第39項から第41項まで並びに地方税法施行規則附則第6条第70項及び第71項)

(2) 事業所税

水産業協同組合が設置する漁業者の共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの、近代化資金の貸付けを受けて設置されるものであって保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課すことができないこととされている。(地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28第2項及び地方税法施行規則第24条の4)

5 東日本大震災被害漁業者に係る印紙税法の特例

融資機関が東日本大震災被害漁業者に対して行う近代化資金の貸付け(当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。)に係る印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第47条並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)第37条第1項第6号及び第2項第7号)

別紙例示1

借入手続

- (1) 借入希望者は、借入申込書（別紙例示2借入申込書例参照）を融資機関へ提出する。
なお、債務保証を必要とする場合は、漁業信用基金協会宛の債務保証委託書1通（借入申込書の写しを添付）を提出する。
- (2) 融資機関は、(1)により提出された借入申込書の内容を審査の上、利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書を添付し都道府県に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、債務保証委託書に意見を付した債務保証協議書1通を添付して漁業信用基金協会に送付する。
- (3) 融資機関は、(2)の審査に当たり、借入申込書に記載された内容の確認等のため、必要があると認めるときは、水産業改良普及職員、漁協、信漁連、農林中金等の意見を聞くものとする。
- (4) 都道府県は、内容を審査の上、利子補給の諾否の決定を行い、融資機関にその旨通知するとともに、債務保証を付する融資については漁業信用基金協会に通知する。
- (5) 融資機関は、これらの決定に基づき貸付決定を行い、借入申込者に通知する。

別紙例示2

(個人施設用)

受付年月日	
利子補給承認申請日	

漁業近代化資金借入申込書

(融資機関) 御中

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

下記のとおり漁業近代化資金を借り入れたいので申し込みます。

借入申込金額		資金用途	
最終償還期限	年 月 日	第1回の元金払込期日	年 月 日
償還方法		元利金払込期日	毎年 〔 月 〕 〔 月 〕 日
担保		保証人	
借入希望時期		漁業近代化資金 既往借入残高	

事業計画	漁業種類	事業種類	施設の内容	事業費	
			(規模、能力、構造等)	項目	金額
	着工年月日	竣工年月日		計	

資金計画	所要資金	資金調達				その他	
		借入金		自己資金			
		漁業近代化資金	その他の借入金	現・預金	その他		

償 還 計 画	年 間 償 還 金	本 件 その他 長 期 借入金 計	年 間 収 支 予 想		漁業	漁業外	漁業所得 1 漁業外所得 2 漁業、漁業外支出 のうち減価償却 3 家計費、税金 4 償還財源 1+2+3-4
				収入 (A)			
				支出 (B)			
				所 得	(A-B)		
				合 計			

申込者の経営概況

財産状況（年　月末日現在）		最近1年間の収支実績（年　月～年　月）		
資　　産	千円		漁業	漁業外
		収入 (A)		
		支出 (B)		
		所得 (A - B)		
負　　債	千円			
		合計		
差引純財産				

(指定水産動植物の種苗・育成資金借入用事業計画)

指定水産動植物の種類							
指定水産動植物の育成期間							
養殖場の面積又は規模							
従事者数		家族人	常時雇用		人	臨時雇用	人
全種苗費	種苗費の内容	購入年月日	数量	金額	うち近代化資金	備考	
	計						
全育成費	育成費の内容	購入又は支払 年月日	数量	金額	うち近代化資金	備考	
	計						
生産物の販売計画		販売年月日	数量				
(注) 備考欄には、購入済、今回分、今後の予定を記入する。							

添付資料

- 1 事業に関する契約、請負、見積等関係書類
- 2 保証人財産調書
- 3 被代船の漁船原簿謄本

注：比較的大型の漁船漁業者（例えば総トン数20トン以上の漁船を使用して漁業を営む者）の「償還計画」及び「借入申込者の経営概況」については、別紙例示4及び別紙例示5を参照の上作成する。

別紙 例示 3

償還計画

1 年度別償還金

資金使途	借入先	借入金 現在残高	日歩 又は 利率	償還期間		年度別償還金				
				始期 終期		年	年	年	年	年
(今回申込分) ○○丸		千円		年	月	年	月	千円	千円	千円
合計(A)										

2 償還財源

償 還 財 源	純利益	千円	千円	千円	千円	千円
	減価償却費 (その他)					
	(-) 税金					
合計(B)						
差引余裕(B-A)						

3 年間収支予想

漁業部門			合計	漁船別内訳				
	収入	水揚高 合計 (A)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	支	水揚手数料 燃料費 漁具費 食料費 えさ代 氷函代 修理代 消耗品費 乗組員給与 乗組員保険料 漁船保険料 漁業共済掛金 営業費 公租公課 減価償却費 その他の 合計 (B)						
	差引損益 (A-B=C)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
漁業以外の事業			合計	()	()	()		
	支	入出 (うち減価償却)	千円	千円	千円	千円		
	差引損益 (D)							
営業外の収支	営業外収入 営業外支出 (うち借入金利息) 差引営業外損益(E)		千円	(備考欄)				
	経常損益 (C+D+E)			千円				

申込者の経営概況

1 財産状況

年月日現在

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産		流動負債	
現・預金		短期借入金	
売掛・未収金		買掛・未払金	
その他の		その他の	
固定資産		固定負債	
船舶隻トン		長期借入金	
宅地m ²		釣 払	
建物(建坪)m ²			
山林m ²			
田畠m ²		小計	
その他の		差引純財産	
合計		合計	

2 過去3か年の収支実績

年度(月～月)

		合 計	漁 船 别 内 訳				
漁 業 部 門	收 入 支 出 合 計 (A) 差引損益(A-B=C)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	水揚高 水揚手数料 燃料費 漁具費 食料費 えさ代 氷函代 修理工代 消耗品費 乗組員給与 乗組員保険料 漁船保険料 漁業共済掛金 営業費 公租公課 ※減価償却費 その他の 合計(B)						
漁業以外の事業		千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業外の 収支	入 出 (うち※減価償却) 差引損益(D)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業外の 収支	営業外収入 営業外支出 (うち借入金利息) 差引営業外損益(E)	千円	※(漁業部門)(漁業以外の事業) 減価償却の方法 法定減価償却範囲額 減価償却過不足額				
	経常損益(C+D+E)	千円					

(共同利用施設・増殖種苗用)

受付年月日	
利子補給承認申請書	

漁業近代化資金借入申込書

(融資機関) 御中

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

下記のとおり漁業近代化資金を借り入たいので申し込みます。

借入申込金額		資金用途	
最終償還期限		第1回元金払込期日	
償還方法		元利金払込期日	毎年 [] 月 日
担保		保証人	
借入希望時期		漁業近代化資金既往借入金残高	

事業計画	事業種類	規模		事業費	
	着工年月日				
	竣工年月日				

資金計画	所要資金	資金調達				
		漁業近代化資金	その他の借入金	助成金		自己資金
				国 費 都道府県費 市町村費		現・預金 増資 賦課金 その他の

償還計画	
特記事項	

借 入 申 込 者 の 概 況

組 合 の 概 況					
組合員数	名				
役員数	理 事	名			
	監 事	名			
職員数	名				
払込済出資金	千円				
漁業近代化資金借入金残高明細					
借入年月日	借入金額	資金使途	借入金残高 (年月末)		
合 計					

組 合 員 の 漁 業 形 態

漁船規模	組合員数	隻 数	主な漁業種類	年間漁獲金額	うち本組合取扱金額
無動力				千円	千円
0~3トン未満					
3~5					
5~10					
10~20					
20~50					
50~100					
100~200					
200~					
定置養殖					
その他()					
合 計				千円	千円

最近 3か年の組合地区内水揚販売実績

		年度		年度		年度	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
	水 揚 うち本組合取扱高	トン	千円	トン	千円	トン	千円
	水 揶 うち本組合取扱高						
	水 揶 うち本組合取扱高						
	水 揶 うち本組合取扱高						
	水 揶 うち本組合取扱高						
その他	水 揶 うち本組合取扱高						
その他	水 揶 うち本組合取扱高						

※ 添付資料

- 1 事業に関する契約、請負、見積等関係書類
- 2 過去3か年の事業報告書
- 3 最近時点の残高試算表
- 4 借入れに関する理事会の議事録

(増殖用種苗の購入・育成資金借入用事業計画)

指定水産動植物の種類				購 入 先			
△ 種 苗 費	種苗費の内容	購 入 年 月 日	数 量	金 額	うち近代化資金	備 考	
	計						
指定水産動植物の育成期間							
養殖場の面積又は規模							
△ 育 成 費	育成費の内容	購入又は支払 年 月 日	数 量	金 額	うち近代化資金	備 考	
	計						
種苗の放流計画		放流予定年月	数 量	放 流 場 所			
漁 獲 計 画		漁獲予定年月	漁 獲 対 象 者	漁 獲 場 所			
(注) 備考欄には、購入済、今回分、今後の予定を記入する。							

別紙例示5

漁業近代化資金利子補給承認申請書

○○県（都道府）受理

第 号

年 月 日

年 月 日

○○県（都道府）知事 殿

住 所

申請名 ○○漁業協同組合

代表者組合長理事 ○○○○

下記の漁業近代化資金の貸付について、利子補給を受けたいので申請します。

貸付けの 相手方	貸付 予定額	資金 使途	貸付 予定期限	貸付 利率	利子 補給率	据置 期間	償還 期限	債務保証 委託		備考	○○県 (都道府) の決定
								有	無		
	円			分 厘	分 厘						
			年月日	-	-						
			年月日	-	-						
			年月日	-	-						
			年月日	-	-						
			年月日	-	-						
			年月日	-	-						
			年月日	-	-						
			年月日	-	-						
			年月日	-	-						
			年月日	-	-						

(注) (1) 債務保証委託は、○○県（都道府）漁業信用基金協会に対するもの。

(2) 漁業近代化資金借入申込書の写しを添付すること。

○○県（都道府）漁業近代化資金利子補給規程例

(利子補給)

第1条 県（都道府）は漁業近代化資金金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規定の定めるところにより、当該漁業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号までに掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸しける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸しける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者にあっては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者にあっては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1総トン数20トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金					
2総トン数20トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金					
3漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保藏施設、水産物加工施設、製氷冷凍					

<p>施設、水産物等運搬施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>				
<p>4漁場改良造成用機具、漁船用 油水供給用機具、水産種苗生産 用機具、養殖用えさ調整供給用 機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物 等運搬用機具又は生産・経営管 理情報処理用機具の取得に必要 な資 金</p>				
<p>5漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣が定める養殖施設の取 得に必要な資金</p>				
<p>6ぶり、うなぎその他の成育期間 が通常1年以上である水産動植 物であって農林水産大臣が定め るものの種苗の購入又は育成に 必要な資金（農林水産大臣が指 定するものに限る。）</p>				
<p>7有線放送施設その他の漁村にお ける環境の整備のために必要な 施設であって農林水産大臣の定 めるものの中改良、造成又は取得 に必要な資金（法第2条第1項 第6号から第10号までに掲げ る者（同項第10号に掲げる者 にあっては、令第5条に規定る 団体を除く。）に貸し付けられ るものに限る。）</p>				
<p>81から7までに掲げるものほ か農林水産大臣が特に必要と認め て指定する資金</p>				

(利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業近代化資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 県（都道府）は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第6条 県（都道府）の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切ることができるものとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に依る漁業近代化資金の融資に關し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に關する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合、これに協力しなければならない。

利 子 補 給 契 約 書 例

○○県（以下「甲」という。）と○○○業協同組合（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号（以下「法」という。）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る漁業近代化資金につき、○○県漁業近代化資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに關し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承諾書の交付を受けたときは、その日から○月以内に貸付けを行わなければならぬ。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第4条 乙の貸付けの償還期限等の変更（利子補給金の減少に係るものを除く。）に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき又は甲の利子補給に係る貸付けの償還期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

第6条 甲が乙に対し交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日の期間に係る利子補給金については、その翌年の1月中に利子補給金請求書により行うものとする。

第8条 甲は、乙から前条の請求書の提出を受けたときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

2 甲が前条の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする時までの期間につき年〇%の割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に關し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命

することができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において、各1通を保有するものとする。

年　　月　　日

○　　○　　県　　知　　事　　氏　　名
○○○業協同組合組合長理事　　氏　　名